

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2021 年 12 月 20 日

パナソニック株式会社

2021年12月20日

吸収分割に係る事前開示事項（変更）

大阪府門真市大字門真 1006 番地
パナソニック株式会社
代表取締役 社長執行役員 楠見 雄規

当社は、2021年5月31日付でパナソニック インダストリー株式会社（以下「本承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約を締結し、2021年7月19日付、2021年8月27日付及び2021年9月9日付で会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示を行いました。同条第4号ハに定める事象が生じたので、同条第7号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします（下線は変更箇所。）。なお、項目番号は2021年7月19日付「吸収分割に係る事前開示書面」の項目番号と対応しております。

記

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

- (3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第4号ハ）

本承継会社は、2021年12月20日付で、本承継会社を吸収合併存続会社、パナソニック デバイス日東株式会社及びパナソニック デバイス佐賀株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結しました。なお、当該吸収合併の効力発生日は、2022年4月1日を予定しています（但し、当該吸収合併の効力は、本吸収分割の効力が発生することを条件として生じます。）。

以上